

質 問 回 答 書

令和 8 年 5 月 1 8 日
福島県知事 内堀 雅雄

「福島空港県政 150 周年記念定期路線利用拡大（誘客）事業」公募型企画プロポーザルについて、質問回答は下記のとおりです。

質 問 事 項	
1 業務委託仕様書 5. 業務委託の内容 (1) 旅行商品の造成について イの項	“事務局又は窓口を設置することとし、甲の指示によりヒアリングを始めとする情報収集及び連絡・調整業務を行うものとする。”について、旅行会社や自治体を含めた商談会などの設定も必要なのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。その場合、商談会とは対面での商談、オンラインでの商談などのスタイルが想定されますが、指定があればお知らせください。
2 業務委託仕様書 5. 業務委託の内容 (1) 旅行商品の造成について エの項	“旅行期間については、本事業の履行期限である令和 9 年 3 月 19 日までに帰着するように設定すること。”について、請求書の発行や報告書の提出も含めた期日となりますでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。
回 答 事 項	
1 「ヒアリングを始めとする情報収集及び連絡・調整業務」を実現するための具体的手法については、民間事業者の持つノウハウ、アイデア及び専門性等を活用した方が、より優れた事業効果を期待できると見込まれることから、参加事業者の企画提案事項としています。そのため、質問事項にある「設定の要否」について、本欄において回答することは差し控えます。	
2 業務委託の期間終期である令和 9 年 3 月 19 日までに業務実績報告書の提出が必要となりますので、この委託期間終期までに誘客できた（帰着した）人数を集計し、報告書を提出してください。また、請求書については、契約書（案）第 12 条第 1 項により、県が実績報告書を受領し、検査に合格した場合に委託料の支払いを請求するものとしているため、別途通知後に請求書を発行してください。	仕様書 5 (1) エの記載は、3 業務委託の事業の目的前段部分にある「～福島空港を利用した誘客拡大を図る～」及び後段の「～これを契機とし、被災した浜通り地域の復興状況を広く情報発信し、福島空港を活用した誘客を加速すること～」としている目的を鑑み、造成した旅行商品の販売及びその催行を委託期間や会計年度で拘束するものではないことを明示したものです。